別表第八 地下水の揚水施設の構造基準(第二十九条、第七十二条関係)

刊衣弟八 地下水の物	水施設の構造基準(界―	十九条、第七十二条関	1徐)	
地域の区分	吐出口の断面積による	揚水施設の構造基準		
	区分	ストレーナーの位置(地	揚水機の出力(単位 キ	
		表面下単位 メートル)	ロワット)	
一 足立区(荒川左岸	六平方センチメートル	_	二・二以下	
の地域に限る。)、	以下			
◆飾区及び江戸川	六平方センチメートル	六五〇以深	_	
区(荒川左岸の地域	を超え二十一平方セン			
に限る。)の地域	チメートル以下			
二 墨田区、江東区、	六平方センチメートル	_	二・二以下	
北区、荒川区、板	以下			
橋区、練馬区、足	六平方センチメートル	五五〇以深	_	
立区(荒川右岸の地	を超え二十一平方セン			
域に限る。)及び江	チメートル以下			
戸川区(荒川右岸の				
地域に限る。)の地				
域				
三 千代田区、中央	六平方センチメートル	_	二・二以下	
区、港区、新宿区、	以下			
文京区、台東区、	六平方センチメートル	五〇〇以深	_	
渋谷区、中野区、	を超え二十一平方セン			
杉並区、豊島区、	チメートル以下			
武蔵野市、三鷹市、				
小金井市、小平市、				
東村山市、東大和				
市、清瀬市、東久				
留米市、武蔵村山				
市及び西東京市の				
地域				
四 品川区、目黒区、	六平方センチメートル	_	二・二以下	
大田区、世田谷区、	以下			
八王子市、立川市、	六平方センチメートル	四〇〇以深	_	
青梅市、府中市、	を超え二十一平方セン			
昭島市、調布市、	チメートル以下			
町田市、日野市、				
国分寺市、国立市、				
福生市、狛江市、				
多摩市、稲城市、				
あきる野市、羽村				

市、西多摩郡瑞穂町及び同郡日の出		
町の地域	'	